

【科目情報】

授業コード	1FCB105010	科目ナンバリング	FCALAW81005-J2
授業科目名	公法総合演習B（行政救済論）		
担当教員氏名	重本 達哉		
開講年度・学期	2022年度後期	曜日・時限	金曜1限
授業形態	演習		
単位数	2単位		

【シラバス情報】

授業概要	行政法について演習形態で行われる法律基本科目として、この授業は、行政救済法の基本構造を把握すると共に、可能な限り、個別行政過程の法的仕組みを解釈するために必要な能力を増すこと、行政法全体に係る論述能力を涵養することを目的とする。これらの目的を達成するために、この授業では、行政（作用）法総論の基礎を修得した者を対象として、取消訴訟などの行政訴訟をはじめとする行政救済法について、適宜演習問題を用いながら、なおかつ、近時の判例・学説の展開を踏まえつつ検討することを旨とする。
到達目標	少なくとも、違法な行政活動（不作為を含む。）を前にしてどのような法的救済手段を用いるべきかについて、行政通則的法律及び参照することが指示されている法令に基づいて説明できることを、到達目標とする。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	〈行政訴訟総論 1〉 各種行政訴訟、特に、取消訴訟の基礎的内容についてごく簡潔に検討する。	〈事前学習〉 行政訴訟の分類に係る教科書該当箇所及び関係条文を一読し、理解が困難な箇所をチェックしておく。 〈事後学習〉 理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第2回	〈行政訴訟総論 2〉 義務付け訴訟・住民訴訟などの基礎的内容について引き続き検討する。	〈事前学習〉 住民訴訟などに係る教科書該当箇所及び関係条文を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉 理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第3回	〈取消訴訟の対象 1〉 取消訴訟の対象該当性（処分性）の基本について詳細に検討する。	〈事前学習〉 処分性の基本に係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉 理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。

第4回	〈取消訴訟の対象2〉処分性拡大の様相を如実に示す、通知及び行政計画の処分性について検討する。	〈事前学習〉行政計画の処分性などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第5回	〈取消訴訟の対象3〉処分性拡大の意義と限界（問題点）について整理・検討する。	〈事前学習〉行政指導の処分性などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第6回	〈取消訴訟の原告適格1〉取消訴訟の原告適格に関する判例の趣旨を精確に理解する。	〈事前学習〉取消訴訟の原告適格に係る教科書該当箇所及び関係条文を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第7回	〈取消訴訟の原告適格2・取消訴訟における訴えの客観的利益1〉両者に係る現在の判例が示す基本的な考え方について検討する。	〈事前学習〉取消訴訟における訴えの客観的利益の否定などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第8回	〈取消訴訟における訴えの客観的利益2〉取消訴訟における訴えの客観的利益の「延長」について検討する。	〈事前学習〉取消訴訟における訴えの客観的利益の「延長」に係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。

<p>第9回</p>	<p>〈取消訴訟における訴えの客観的利益 3・取消訴訟の仮の救済（執行停止）〉両者と共に、事情判決についても併せて検討する。</p>	<p>〈事前学習〉執行停止などに係る教科書該当箇所及び関係条文を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。</p> <p>〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。</p>
<p>第10回</p>	<p>〈取消訴訟の審理及び判決・無効等確認訴訟〉これらと共に、取消訴訟をはじめとする抗告訴訟と民事訴訟との関係についても併せて検討する。</p>	<p>〈事前学習〉無効等確認訴訟などに係る教科書該当箇所及び関係条文を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。</p> <p>〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。</p>
<p>第11回</p>	<p>〈不作為の違法確認訴訟・義務付け訴訟〉両者と共に、仮の義務付けについても併せて検討する。</p>	<p>〈事前学習〉義務付け訴訟などに係る教科書該当箇所及び関係条文を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。</p> <p>〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。</p>
<p>第12回</p>	<p>〈差止訴訟・当事者訴訟 1〉差止訴訟と取消訴訟（+執行停止）との関係、仮の差止めに係る基本及び当事者訴訟と抗告訴訟との関係について主に検討する。</p>	<p>〈事前学習〉差止訴訟などに係る教科書該当箇所及び関係条文を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。</p> <p>〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。</p>
<p>第13回</p>	<p>〈当事者訴訟 2・公権力の行使と国家賠償 1〉「確認の利益」及び国家賠償法 1 条 1 項について主に検討する。</p>	<p>〈事前学習〉国家賠償法 1 条 1 項などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。</p> <p>〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。</p>

第14回	〈公権力の行使と国家賠償 2・公の营造物の設置又は管理と国家賠償〉国家賠償法 2 条 1 項について主に検討する。	〈事前学習〉 国家賠償法 2 条 1 項などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。
第15回	〈損失補償その他の国家補償&行政不服審査〉行政不服審査法について主に検討し、訴訟類型の選択について併せて考察することで、この授業のまとめに代える。	〈事前学習〉 損失補償などに係る教科書該当箇所及び関係条文を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉 理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、司法試験の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第16回	期末試験	

成績評価方法	〈絶対評価〉 授業における質問又は議論への参加状況について 20%、期末試験について 80%の割合で評価する。当該評価に当たっては、最低限の到達目標、すなわち、質問ないし設問に係る行政活動（不作為を含む。）を前にしてどのような法的救済手段を用いるべきかについて、行政通則的法律及び参照することが指示されている法令に基づいて説明できることを単位修得のための最低基準とすると共に、その行政活動に係る個別行政過程の法的仕組みを解釈するために必要な能力の程度に応じて、適宜加点することとする。
履修上の注意	「行政活動と法」を既に履修していることが望ましい。
教科書	中原茂樹『基本行政法』（日本評論社） （なお、担当教員が当該教科書や下記参考文献に即して作成した資料を事前に配付し、教科書などとともに授業で使用する。）
参考文献	稲葉馨ほか編『ケースブック行政法』（弘文堂）
その他	